

佐野市の地域支援事業（介護保険）

令和4年4月1日現在

訪問・通所等事業

☆介護事業所によるサービス

▼対象者 要支援1～2、事業対象者の方

▼内容 訪問型サービス

介護相当サービス…掃除、洗濯等の日常生活上の支援のサービス

サービスA ……身体介護を行わない、日常生活支援のサービス

通所型サービス

介護相当サービス…機能訓練や集いの場などの通所型サービス

サービスA ……入浴、機能訓練は行わない、ミニデイサービス、運動、レクリエーションなどを行う通所型サービス

▼利用料

	認定状態	介護相当サービス	サービスA
訪問型サービス	要支援1 事業対象者	1,176円	940円
	要支援2	2,349円	1,879円
通所型サービス	要支援1 事業対象者	1,672円	1,337円
	要支援2	3,428円	2,742円

※1か月あたり自己負担（1割）の目安

▼利用方法 お住いの地域を担当する地域包括支援センターまでご相談ください。

☆住民主体によるサービス

◎訪問型サービスB

▼対象者 要支援1～2、事業対象者の方

▼内容 掃除、洗濯、布団干し、階段の掃除、買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換などの日常生活に対する援助をしています。

▼利用料 利用するサービスにより異なります。

▼利用方法 NPO法人植野たすけあい（TEL55-5202 寺中町2297番地1）までご連絡ください。

◎通所型サービスB

▼対象者 概ね65歳以上の方

▼内容 健康づくり体操、カラオケや踊り、グラウンドゴルフ、輪投げ、交通安全の講習会やお茶飲みなどを開催しています。

▼利用料 実施団体により異なります。

▼利用方法 いきいき高齢課までお問い合わせください。

◎訪問型サービスD

- ▼対象者 要支援1~2、事業対象者の方
- ▼内容 通いの場(通所型サービスB、ハツラツ元気体操、高齢者ふれあいサロン等)への送迎及び買い物や通院等が困難である方を移送する前後に付き添います。
- ▼利用方法 NPO法人植野たすけあい (Tel55-5202 寺中町2297番地1)までご連絡ください。

☆専門職によるサービス

訪問型サービスC

- ▼対象者 要支援1~2、事業対象者の方でケアプランにおいて適切とされた方
- ▼内容 「運動器の機能向上」、「口腔の機能向上」、「栄養改善」のいずれかを専門職が自宅に訪問して健康指導をします。(概ね4か月程度)
- ▼利用料 1回につき250円
- ▼利用方法 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご相談ください。ケアプランを作成してもらいサービスを受けます。

一般介護予防事業

☆介護予防拠点施設・地区公民館での介護予防教室

- ▼対象者 65歳以上の方
- ▼内容 運動・口腔・栄養・認知症予防に関する教室(1教室全18回)を開催しています。
- ▼利用料 原則無料 ※費用がかかる教室もあります。
- ▼利用方法 広報さの6月号にて参加者を募集します。複数の教室から選べます。ご希望の教室をいきいき高齢課までご連絡ください。

☆団体向け介護予防教室(講師派遣)

- ▼対象者 5人以上で構成される団体
- ▼内容 団体からの依頼により講師を派遣します。
- ▼利用料 原則無料 ※費用がかかる教室もあります。
- ▼利用方法 佐野市ホームページまたはいきいき高齢課窓口で配布している案内を参考に、申込書をいきいき高齢課へ提出してください。

☆佐野市ハツラツ元気体操

- ▼対象者 10人以上で構成される団体
- ▼内容 住民主体で実施する重錘バンドを使った体操教室を開催しています。
- ▼利用方法 いきいき高齢課またはお住まい地域を担当する地域包括支援センターまでご連絡ください。

介護支援ボランティアポイント事業

- ▼対象者 通いの場(通所型サービスB、ハツラツ元気体操等)において介護支援ボランティア活動をする方
- ▼内容 介護支援ボランティア活動に参加された方に、実施回数に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを商品券等と交換します。
- ▼利用方法 いきいき高齢課までご連絡ください。

成年後見制度利用支援事業

- ▼対象者 判断能力が不十分な認知症高齢者等
- ▼内容 2親等以内に申立てのできる親族がいない方に対して、本人に代わり成年後見制度の申立てを行います。
- ▼利用方法 いきいき高齢課までご相談ください。

家族介護者交流事業

- ▼対象者 高齢の方を在宅で介護されている方
- ▼内容 交流会、介護予防、健康づくり等の介護予防教室等を開催しています。
- ▼参加費 実施内容により異なります。
- ▼参加方法 いきいき高齢課または佐野市社会福祉協議会（TEL22-8126）までご連絡ください。

徘徊高齢者等早期発見・保護対策事業

- ▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、要支援等の認定を受け、徘徊の可能性のある高齢者を介護している方
- ▼内容 徘徊した時に、早期発見・身元確認をすることができるQRコードシールを配布します。
- ▼利用料 無料
- ▼利用方法 いきいき高齢課またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご連絡ください。

認知症サポーター等養成事業

- ▼対象者 市内に在学、在住、在勤の方（5名以上の団体）
- ▼内容 認知症について正しく理解していただくための講座を開催しています。
- ▼受講料 無料
- ▼利用方法 いきいき高齢課またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご連絡ください。

高齢者配食支援事業

- ▼対象者 高齢者(65歳以上)のみで構成される世帯の世帯員で、要支援1~2、要介護1~5または事業対象者の認定を受けており、ケアプラン等で食事の調達が困難なため、配食支援が必要と認められた方
- ▼内容 安否を確認し、見守りを行うため、1日1回、昼食または夕食を配達します。（ただし、1週間あたり5回以内）
- ▼利用料 食事代は実費を負担していただきます。
- ▼その他 緊急連絡先の同意書が必要です。
「介護認定のない方」や「ケアマネジャー等との契約がない方」は、お住いの地域を担当する地域包括支援センターまでご相談ください。

認知症ケア向上事業

☆大人の学舎

- ▼対象者 認知症の方とその家族、地域住民、専門の職種の方
- ▼内容 認知症の方とその家族や関係者が集う場を提供しています。
朝の会・オレンジ講座・帰りの会・放課後ゆったりタイムなど
- ▼場所 いきいき元気館さの(植下町448番地4)
- ▼利用料 無料
- ▼開催日 毎週金曜日 午前10時～正午
- ▼利用方法 いきいき高齢課またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご連絡ください。

☆楽風カフェ

- ▼対象者 認知症の方とその家族、地域住民、専門の職種の方
- ▼内容 認知症の方とその家族や関係者が集う場を提供しています。
介護相談・介護者支援講座・健康体操や情報提供など
- ▼場所 いきいき元気館たぬま(田沼町90番地2)
- ▼利用料 無料
- ▼開催日 第2・4水曜日 午前10時～正午
- ▼利用方法 いきいき高齢課またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご連絡ください。

高齢者相談

市内5か所の地域包括支援センターで、高齢者の介護、福祉、健康、医療などに関するお話をお聞きしています。介護に関する事など、どこに相談したらよいかわからない心配ごとや悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

例えば ○介護に関する事全般が知りたい。

○高齢者や家族に対する相談をしたい。

○佐野市で開催する介護予防教室などに参加したい。

○高齢者に対する虐待の防止など権利擁護について知りたい。

【佐野市地域包括支援センター】

○さの社協 (TEL22-8129 大橋町3212番地27【佐野市総合福祉センター内】)

担当地区 佐野・犬伏

○佐野市医師会 (TEL20-2011 植上町1677番地【佐野医師会病院内】)

担当地区 植野・界・吾妻

○佐野厚生 (TEL27-0100 堀米町1728番地【佐野厚生総合病院内】)

担当地区 堀米・旗川・赤見

○佐野市民病院 (TEL62-8281 田沼町1832番地1【佐野市民病院内】)

担当地区 田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒

○くずう (TEL84-3111 あくと町3084番地【葛生あくと保健センター内】)

担当地区 葛生・常盤・氷室

【お問い合わせ】

佐野市役所 いきいき高齢課 地域支援事業係
(TEL20-3021)
佐野市高砂町1番地